

学校開放運営委員会要綱

(総則)

第1条 市立学校の体育施設の開放（以下「学校開放」という。）を行う学校ごとに、学校開放に関し必要な運営事務を行うため、学校開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 運営委員会は、学校、スポーツ推進委員、スポーツ団体、PTA等の代表者その他運営委員会委員長が適当と認める者を委員として組織する。

(委員長等)

第3条 運営委員会に委員長を置く。ただし、当該学校が廃校の場合は、近隣の委員長が兼務するものとする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(運営委員会の業務)

第4条 運営委員会は、学校開放が円滑に行われるよう、次に掲げる業務を行う。

(1) 学校開放の利用日の調整等についての協議

(2) 学校開放の利用報告の月ごとの取りまとめ及び当該利用報告を市長が別に定める時期に市長へ提出すること。

(3) 学校開放に起因する施設の修繕並びに消耗品及び原材料の調達

(開放管理員)

第5条 学校開放に伴う体育施設及び設備品の管理に当たるため、開放管理員を置く。

2 開放管理員は、運営委員会が指名する。

3 開放管理員は、学校開放により事故が発生したとき又は管理上支障があると認めるときは、その旨を運営委員会に報告しなければならない。

(学校開放に必要な経費)

第6条 市長は、別に定める金額を第4条第2号に掲げる利用報告に基づく利用実績に応じた報償金を運営委員会に支払う。

2 市長は、別に定める金額を上限とし、第4条第3号に掲げる業務による経費を負担する。

(その他)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。